（処分等の効力）

第九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、電気供給体制の強靱（じん）性及び持続可能性の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

（港湾法の一部改正）

第十三条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十四条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

第十七条第一項第三号ト中「の供給区域」を「又は配電事業者の供給区域」に、「特定送配電事業」を「配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業」に改める。

（道路法の一部改正）

第十五条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「小売電気事業者」の下に「及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者」を加える。

（ガス事業法及び熱供給事業法の一部改正）

第十六条　次に掲げる法律の規定中「第三十二条」を「第二十七条の十二の十三及び第三十二条」に改める。

一　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七条第二項

二　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第二項

（電気工事士法及び電気用品安全法の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改める。

一　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第二項

二　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第十八条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

（国税通則法の一部改正）

第十九条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の六第一項第二号イ及び第二項中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第二十条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「送電事業者」の下に「、配電事業者」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四号中「相手方の変更の許可」の下に「、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可」を、「特定供給の許可」の下に「、認定電気使用者情報利用者等協会の認定」を加え、同号(五)中「第二十七条の十二（準用）において読み替えて準用する同法第八条第一項」を「第二十七条の七の三第一項（振替供給の相手方の変更）」に、「たる」を「である」に、「の増加」を「又は配電事業者の増加」に改め、同号(九)を同号(十三)とし、同号(八)を同号(十)とし、同号(七)中「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に改め、同号(七)を同号(九)とし、同号(九)の次に次のように加える。

(十)	電気事業法第三十七条の四（認定電気使用者情報利用者等協会の認定）の認定電気使用者情報利用者等協会の認定	認定件数一件につき十五万円

別表第一第百四号(六)を同号(八)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六)	電気事業法第二十七条の十二の二（事業の許可）の配電事業の許可又は同法第二十七条の十二の七第一項（供給区域の変更）の許可（同法第二十七条の十二の五第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数一件につき十五万円
(七)	電気事業法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可	許可件数一件につき一万五千円

（電源開発促進税法の一部改正）

第二十二条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一　一般送配電事業等　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業者及び同項第十一号の二（定義）に規定する配電事業者をいう。

二　一般送配電事業者等　電気事業法第二条第一項第九号（定義）に規定する一般送配電事業者及び同項第十一号の三（定義）に規定する配電事業者をいい、一般送配電事業等以外の電気事業（同項第十六号（定義）に規定する電気事業をいう。次号イ及び第十一条第二項において同じ。）を併せ営むものを含むものとする。

第二条第三号イ中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に、「一般送配電事業」を「一般送配電事業等」に、「一般送配電事業の」を「一般送配電事業等の」に改め、同号ロ中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第三条から第五条まで、第七条第一項及び第八条中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「一般送配電事業」を「一般送配電事業等」に改め、同条第二項中「の規定により一般送配電事業者」を「（同法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する場合を含む。第十一条第一項において同じ。）の規定により一般送配電事業者等」に、「一般送配電事業の」を「一般送配電事業者等の」に改める。

第十条及び第十一条中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。